

令和2年5月9日

恵み野西町内会
会 員 各 位

恵み野西町内会
会長 武藤 光一

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う 西町内会館利用自粛延期について（お願い）

平素、町内会活動に参加・協力を賜り、また恵み野西町内会館をご利用頂き有難うございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止につきましては、国や地方をあげて様々な対策に取り組んで参りました。

しかしながら、感染拡大傾向が続き、4月7日政府は7都府県に「緊急事態宣言」を发出し、北海道でも5月6日迄の間を「集中対策期間」とし、新たに“北海道・札幌市緊急共同宣言”が出され、札幌市内の小中高は再び休校になるなど厳しい状況が続いていました。

政府は感染防止対策の更なる強化の必要性から、17日には「緊急事態宣言」対象地域を全国に広げ、13都道府県を重点的に対策を進める「特定警戒都道府県」と決めました。

これを受け、恵庭市においても市内小中学校の臨時休校や、公共施設の臨時休館を決定するなど対策を講じ、町内会における行事、役員会など会議及び町内会館等の利用につきまして、自粛要請がありました。

更に、政府は6日には緊急事態宣言の期限を31日迄延期し、恵庭市からも5月15日迄町内会館等の利用につきまして、自粛再要請がありました。

この事から、下記のとおり恵み野西町内会館の利用を全面的に一時休止する期間の延長を決定しました。会員の皆様には大変ご不便をお掛けしますが、何卒事情を斟酌されましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

会館利用休止期間 令和2年4月18日（土）～令和2年5月15日（金）の間

会館利用再開見通し

- ・現時点で利用再開の具体的見通しはありませんが、5月以降の利用予約は従来通り可能です。
- ・利用自粛終了日迄に利用再開見通しについて恵み野西会館玄関に掲示します。

問合せ先 恵み野西町内会 総務部長 齊藤 英治 TEL 36-4726

恵生生第101号

令和2年5月5日

町内会長・自治会長 各位

恵庭市長 原 田 裕

(公印省略)

町内会館等の使用自粛に関するお願い (要請)

日頃から市政各般に亘りご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、町内会館等の使用自粛につきましては、令和2年4月21日付けで各町内会長及び自治会長に再要請させていただいたところであります。

この度、法に基づく緊急事態宣言の延長が全国に発せられ、当初の予定であった5月6日以降も北海道全域において緊急事態措置がとられておりますことから、継続した感染防止策を取らなければならない状況にあります。

これを受けて市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、人が密集することを避けることを目的に市民会館、公民館及び地区会館などの人が集まる施設を令和2年5月15日(金)まで休館延長を決定したところであります。

こうしたことから、公共施設同様、令和2年5月15日(金)まで町内会館等の閉鎖をし、感染拡大の防止にご協力くださるよう再度要請いたします。

回覧について

町内会・自治会内で行われている回覧は、地域内における情報連絡の重要な手段であると考えており、感染拡大防止のため、こまめに手洗いを実施する等、ご留意いただきますようお願いいたします。

恵庭市生活環境部市民生活課

電話 33-3131 (内線 1185)

担当：中井・赤川